

訪問介護事業重要事項説明書

《令和 年 月 日現在》

1. 事業の目的

社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所が設置する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とします。

2. 運営方針

- ① 要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、援助の目標を設定し、計画的に実施します。
- ④ 市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めます。
- ⑤ 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者及びその家族に対して適切な助言・指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行います。
- ⑥ 上記方針の他、都道府県及び市町村の定める条例の内容を遵守します。

3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 : 0858-73-0672

受付時間 : 8:30~17:30 (月曜日~土曜日)

担 当 者 : 訪問介護員

* ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

4. 訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービス種類と地域

事業所名	社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 船岡支所
所在地	鳥取県八頭郡八頭町船岡殿159番地
介護保険指定番号	訪問介護事業 (事業所番号 3171200359)
サービスを提供する地域	八頭町

* 上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制 (別表1)

	常 勤	非常勤	資 格	業 務 内 容
管理者	1名			
サービス提供責任者	1名以上		介護福祉士	
訪問介護員	2.5名以上		介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者	

(3) 事業所の営業日及びサービス提供時間

- ① 営業日 月曜日から土曜日 (祝日を含む)
- ② 休業日 日曜日及び年末年始 (12月30日～1月3日)
- ③ サービス提供時間 午前5時から午後10時までとします。
- ④ その他 電話等で特に希望があれば日曜日及び年末年始も稼働します。

5. 訪問介護の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 身体介護

- ① 食事介護 必要な栄養等を摂取し、健康な状態で過ごせる基礎を作ります。
- ② 入浴介助 皮膚の働きを高め、床ずれや細菌感染を予防し、清潔の保持により爽快感が得られ、生活の意欲を高めます。ご家庭の浴室を使用します。
- ③ 排泄介助 オムツ交換、ポータブルトイレや便器等の利用を考え、利用者と介護者双方の状況により、出来る限り自立した排泄手段を考えて援助します。
- ④ 清 拭 入浴が出来ないときに行い、全身の観察から、身体の異常を早めに発見し、早期治療に結び付けます。
- ⑤ 体位交換 床ずれ予防のための寝返り、起き上がり、寝たきり予防のための座位保持、車椅子移動等を行います。

(2) 生活援助

- ① 買い物 日常生活用品の購入を行うことで生活を維持し、社会性の保持や生活の幅を広げます。
- ② 調 理 身体状況や好みにあわせた食事を作ることで、食事を楽しみ、生きる意欲を高めます。
- ③ 掃 除 清潔で住みやすい生活環境を維持します。
- ④ 洗 濯 常に清潔な衣類を身につけることで、身体の清潔を保持します。

(3) その他のサービス

- ① 介護相談 生活全般にかかわる相談に応じ、早期に問題を把握・発見し、専門的援助につなげます。

6. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（別紙 1）の利用者負担額の割合となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額個人負担となります。

(2) 交通費

当事業所のサービスを提供する方は無料です。

(3) キャンセル料

急なサービス利用キャンセルの場合は、下表の料金を頂きます。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由のある場合にはこの限りではありません。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

ご利用の当日午前 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の当日午前 8 時 30 分以降にご連絡いただいた場合	当該利用料金の 30%
ご利用の当日キャンセルのご連絡がなかった場合	当該利用料金の 50%

(4) その他

① 光熱水道費

利用者の住まいでサービスを提供するために使用する水道、電気等の費用は利用者の負担になります。

② 支払方法

毎月 15 日までに前月分の利用料の請求を致しますので、毎月 20 日までにお支払いください。

お支払いは原則として、口座引落しの利用をお願いします。ただし、口座引落としによる支払いが困難な場合は相談に応じます。なお、口座引落としの手数料は事業所負担といたします。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの提供開始

- ① 利用の相談を受け、サービス提供責任者がご自宅に訪問し、利用者及び介護者と面談をします。そこで生活状況や心身の状況確認をさせていただきます。
- ② サービス利用するにあたり、重要事項の説明をして契約をします。
- ③ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画」を作成します。「訪問介護計画」の同意を得てサービスを開始します。
- ④ 「居宅サービス計画（ケアプラン）」「訪問介護計画」に基づき、担当のヘルパーがサービスの提供をします。また、サービスの開始に伴い、サービス提供責任者は利用者の口腔に関する問題や服薬状況等の変化を居宅介護支援事業所等の関係者と連携し

情報共有をします。

- ⑤ サービス利用後も、常に生活状況や心身の状況を把握し、訪問介護計画の評価・見直しをします。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了は希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等のやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
- 利用者が介護保険施設等に入所した場合（但し冬季入所等一時的な場合は除きます。）
 - 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - 利用者が死亡した場合
- ④ その他
 - 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会理念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が倒産した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合、利用者には文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
 - 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように勧告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、利用者が入院もしくは病気等により3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合は、文書で通告することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
 - 利用者やそのご家族などが当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合や、下記のような行為がみられハラスメントに該当するとみなされる場合、即座にサービスを中止させていただくとともに利用者の担当介護支援専門員等へ状況を報告させていただく場合があります。
 - ① 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発する
 - ・対象範囲外のサービスの強要 など
 - ② セクシュアルハラスメント
 - ・介護従事者の体を触る、手を握る
 - ・腕を引っ張り抱きしめる
 - ・ヌード写真を見せる
 - ・性的な話や卑猥な言動をする など
 - ③ その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 など

8. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 当事業所の特徴

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	
男性ヘルパーの有無		
従業者への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医	
	連絡先	(電話)
ご家族	氏 名	(続柄)
	連絡先	(電話)
ご家族	氏 名	(続柄)
	連絡先	(電話)
対応窓口	担当部署	八頭町社会福祉協議会 船岡支所 訪問介護係
	連絡先	電話：(0858) 73-0672
	受付時間	(月～土)： 午前8時30分～午後5時30分

10. 事故発生時の対応

サービスの実施に伴い、事故が発生した場合には速やかに事業所、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

11. 秘密保持・個人情報の保護

- ① 従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 従業員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報について、介護サービス提供以外の目的では原則的に使用いたしません。業務の必要性に応じた外部への情報提供については、利用者またはその家族の同意を得て行うものとします。

1 2. 虐待防止対策

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止に関する担当者を選定します。

担当者： 訪問介護係長

1 3. 身体拘束の禁止について

- ① 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (ア) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (ウ) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的開催します。

1 4. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するための委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 5. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務最優を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. サービス内容に関する相談・苦情

① 当事業所相談・苦情担当

担当者：訪問介護係長

電話：0858-73-0672

② その他

当該以外に、行政機関等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

八頭町役場 郡家保健センター	所在地	八頭郡八頭町宮谷254番地1
	電話番号	0858-72-3566
	FAX	0858-72-3565
鳥取県 国民健康保険団体連合会	所在地	鳥取市立川町6丁目176
	電話番号	0857-20-3681
	FAX	0857-29-6115
鳥取県社会福祉協議会	所在地	鳥取市伏野1729-5
	電話番号	0857-59-6335
	FAX	0857-59-6345

17. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無	なし	直近の実施年月日	なし
評価機関の名称		評価結果の開示状況	

18. 当法人の概要

所在地 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1
名称・法人種別 社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会
代表者役職・氏名 会長 小谷知載

(支所名)

- 本所 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1
- 船岡支所 鳥取県八頭郡八頭町船岡殿159番地
- 八東支所 鳥取県八頭郡八頭町東593番地1

(事業)

- (1) 訪問介護事業
- (2) 通所介護事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
- (6) 障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)事業
- (7) その他これに付随する事業

(別紙 1)

【該当事項】 「利用料金／利用料」

《内 容》

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として下記のサービス利用料金表の1割または2割または3割の利用者負担額の割合となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

料金表①～③は(8:00~18:00)基本料金、④・⑤は初回時並びに緊急時の対応1回当りの料金、⑥・⑦は、1月当りの料金

(サービス利用料金表)

	20分未満	20分以～30分未満	30分以上～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分を超えての援助
①身体介護	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	30分増毎に概ね820円を加算
②身体介護+生活援助 (両方のサービスが混ざっている場合)	サービス全体の中に含まれている身体介護のサービス提供時間に引き続き生活援助を行う場合は該当する上記の料金に、下記のとおり加算する。 ○身体介護に引き続き生活援助を行う場合 20分以上・・・ 650円 45分以上・・・ 1,300円 70分以上・・・ 1,950円				
③生活援助	20分以上45分未満			45分以上	
	1,790円			2,200円	
			取扱い内容		
④初回加算	2,000円 (1回当り)		該当事業所で新規にサービス利用を受ける場合(前回のサービス提供時より二月空いて、新たに訪問介護計画を作成する場合も含む)に加算。		
⑤緊急時 訪問介護加算	1,000円 (1回当り)		計画的に訪問することになっていないサービスを、利用者や家族から要請を受け、緊急に行った場合に、通常 のサービス料金(上記の①)に加算。		
⑥生活機能 向上連携加算(I)	1,000円 (1月当り)		・通所リハビリ事業所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)する。 ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。(3か月間に限り算定。)		

⑦生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円 (1月当たり)	・通所リハビリ事業所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師とサービス提供責任者が、利用者の自宅を訪問した上で、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同で実施。 ・生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成。 ・当該理学療法士等と連携し、訪問介護計画に基づく訪問介護を行う。(3か月間に限り算定。)
⑧特定事業所加算(Ⅱ)	サービス利用料に10%加算	加算要件である「訪問介護員毎に作成された研修計画に基づく研修の実施、すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士もしくは訪問介護員等のうち介護福祉士が30%以上」等、加算要件を満たし行政に届出を行ったもの。
⑨特定事業所加算(Ⅳ)	サービス利用料に3%加算	加算要件である「訪問介護員毎に作成された研修計画に基づく研修の実施、訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の占める割合が30%以上」等、加算要件を満たし行政に届出を行ったもの。
⑩特別地域加算	サービス利用料に15%加算	離島・山間・へき地などの地域に所在する事業所に加算。
⑪介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	サービス利用料の合計に5.5%加算 ※令和6年5月31日まで算定	介護職員の処遇改善として、安定的人材の確保及び資質向上の取組、雇用管理や労働環境の改善の取組を行う事業所を対象に加算。
⑫介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	サービス利用料の合計に14.5%加算 ※令和6年6月1日より算定	介護職員の処遇改善として、安定的人材の確保及び資質向上の取組、雇用管理や労働環境の改善の取組を行う事業所を対象に加算。

①～③の基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

- ◆ (計画内容を適切に行った場合)上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿った訪問介護計画に明記された所要時間を基準とします。
- ◆ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。(例：◎体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合◎暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合)
- ◆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しま

(別紙2)

2. 訪問介護事業所の概要

(2) 事業所の職員体制 (別表1)

	常 勤	非常勤	資 格	業 務 内 容
管理者	1名			
サービス提供責任者	2名		介護福祉士	訪問介護の利用申込みに係る調整、指導、介護計画作成等
訪問介護員		4名	介護福祉士	訪問介護の提供
		1名	介護職員実務者研修修了者	〃
		3名	介護職員初任者研修修了者	〃

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

【事業者】

住 所 鳥取県八頭郡八頭町船岡殿 1 5 9 番地

事業者名 社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 船岡支所

事業者代表 支所長 河 本 美 恵 子 印

説明者氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、
了承しました。

【利用者】

住 所

氏 名

【代理人又は代筆者】

住 所

氏 名

(続柄)

(代筆理由)